

第9章 水俣病対策事業

第1節 水俣病認定審査業務、水俣病に関する不服申立て及び訴訟

1 水俣病認定審査業務

現状・課題

本県では、水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく水俣病認定審査業務を推進しています。

取組み

- 認定審査業務（認定申請者に対する疫学調査、検診及び審査・決定の実施等）を促進しています。

表9-1-1 水俣病認定審査件数（令和7年（2025年）3月31日現在）（単位：人）

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	申請中の方の数
累計	22,581	7,042	1,791	13,491	257
令和6年度	31	22	0	96	

2 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

(1) 水俣病に関する不服申立て

現状・課題

水俣病認定申請棄却や、水俣病補償給付不支給等に対して不服のある方は、法律の規定に基づき不服申立てを行うことが可能です。

表9-1-2 総件数・処理件数(取下げ等を含む)・未処理件数(令和7年(2025年)3月31日現在)

	総件数	処理件数(取下げ、手続き終了を含む)		未処理件数
		うち令和6年度	うち令和6年度	
新法(異議申立て)	960	0	960	0
新法(再調査請求)	709	28	705	4
新法(審査請求)	582	7	547	35
旧法(異議申立て)	1	0	1	0
旧法(審査請求)	516	0	516	0
計	2,768	35	2,729	39

- ・新法（公害健康被害の補償等に関する法律）
- ・旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

（２） 水俣病関係の訴訟

現状・課題

令和6年度（2024年度）末現在では、以下のとおり、国家賠償等請求訴訟4件、行政訴訟5件の計9件が係属中となっています。

・ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟（2件：熊本）

平成25年（2013年）6月に、水俣病不知火患者会の会員が、チッソ（株）、国及び本県を相手に、一人当たり450万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提起しました。令和6年（2024年）3月熊本地裁は、第1陣及び第2陣の原告に対する分離判決（先行判決）で原告144人全員の請求を棄却しました（原告のうち25人の水俣病のり患を認めるも、除斥期間を適用）。原告143人が令和6年（2024年）4月に福岡高裁に控訴しました。令和6年度（2024年度）末現在で原告数は1,355人となっています（※第1～2陣139人、第3～14陣1,216人）。

・ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟（東京）

平成26年（2014年）8月に、水俣病不知火患者会の会員が、チッソ（株）、国及び本県を相手に、一人当たり450万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を東京地裁に提起しました。その後の追加提訴により、令和6年度（2024年度）末現在で原告数は74人となっています。

・ ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟（近畿）

平成26年（2014年）9月に、水俣病不知火患者会の会員が、チッソ（株）、国及び本県を相手に、一人当たり450万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を大阪地裁に提起しました。令和5年（2023年）9月大阪地裁は、原告128人全員の水俣病のり患を認めました。国及び本県は令和5年（2023年）10月に大阪高裁に控訴しました。令和6年度（2024年度）末現在で原告数は126人となっています。

・ 水俣病認定義務付等請求訴訟（H27）

平成27年（2015年）10月に、本県及び鹿児島県在住の水俣病被害者互助会の7人が、公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。令和4年（2022年）3月熊本地裁は、原告全員の請求を棄却しました（認定義務付けを求める部分は却下）。原告全員が令和4年（2022年）4月に福岡高裁に控訴しました。

・ 水俣病認定義務付等請求訴訟（H30）

平成30年（2018年）12月に、本県在住の原告1人が母の公健法に基づく水俣病決定申請棄却の取消し及び決定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。

・ 水俣病認定義務付等請求訴訟（R2）

令和2年（2020年）6月に、大阪府在住の原告1人が公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。

- ・ **水俣病認定義務付等請求訴訟（R 4）**

令和4年（2022年）5月に、大阪府在住の原告1人が国に対して審査請求が未処分であることの違法確認及び損害賠償請求、また、本県に対し公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を大阪地裁に提起しました。

- ・ **水俣病認定義務付等請求訴訟（R 6）**

令和6年（2024年）9月に、本県在住の原告1人が公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。

第2節 水俣病総合対策事業及び保健福祉対策

1 水俣病総合対策事業（医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口）

（1）医療事業

現状・課題

水俣病が発生した地域において、平成7年（1995年）の政治解決により、水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手帳（※）を交付し、療養費（健康保険適用診療の自己負担分）、療養手当（医療手帳のみ）、はり・きゅう施術・温泉療養費（上限あり）を支給しています。

また、平成17年（2005年）10月13日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳（※）申請受けを再開し、平成22年（2010年）7月31日まで受付を行いました。さらに、平成21年（2009年）7月、特措法が施行され、平成22年（2010年）5月1日から平成24年（2012年）7月31日まで、水俣病被害者の救済申請の受付を行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費等を支給しています。

※ 特措法の施行に伴い、保健手帳は平成22年（2010年）5月から水俣病被害者手帳に統合され、平成24年（2012年）3月31日で失効。

取組み

- 医療事業（医療手帳・水俣病被害者手帳）の令和6年度（2024年度）の給付実績は、次のとおりです。

表9-2-1 医療手帳

	件数	金額(千円)
療養費	93,405	445,586
はり・きゅう 施術費	2,706	4,838
温泉療養費	2,413	11,409
療養手当	32,874	682,496
計	131,398	1,144,331

※金額は各項目とも千円未満を切捨てて記載。
各項目の合計と計は一致しない。

表9-2-2 水俣病被害者手帳

	件数	金額(千円)
療養費	937,756	3,722,169
はり・きゅう 施術費	6,896	39,868
温泉療養費	17,743	82,523
療養手当	175,618	2,621,119
離島加算	7,459	7,459
計	1,145,472	6,473,140

※金額は各項目とも千円未満を切捨てて記載。
各項目の合計と計は一致しない。

(2) 健康管理事業

現状・課題

ア 地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の不安を軽減又は解消するため、①住民の健康診査（各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施）や②健康診査後の指導等を行っています。

イ 健康不安者フォローアップ健診事業

特措法に基づく救済措置の一時金等又は療養費のいずれにも対象とならないとされた方等で、昭和49年（1974年）12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者フォローアップ健診事業」を行っています。

ウ 健康不安者に対する健診事業

特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和49年（1974年）12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者に対する健診事業」を行っています。

取組み

- ・ 地域健康管理事業の令和6年度（2024年度）健診受診者数は、水俣市1,112人、芦北町1,061人、津奈木町370人、天草市御所浦町135人の合計2,678人でした。
なお、健康不安者フォローアップ健診事業の健診受診者数は152人、健康不安者に対する健診事業の健診受診者数は5人でした。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

現状・課題

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成18年度（2006年度）から水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に、平成27年度（2015年度）には上天草市龍ヶ岳町にも設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に関係する行政施策の相談等に対応しています。

また、水俣市立総合医療センター内で、水俣病に関連した相談を受け、生活や健康の状況に応じた適切な助言、関係諸制度の紹介を行う、健康相談事業を実施しています。

取組み

- ・ 令和6年度（2024年度）の相談件数は、水俣市2,739件、芦北町5,334件、津奈木町563件、天草市御所浦町271件、上天草市龍ヶ岳町608件の合計9,515件でした。また、健康相談事業の利用実

績は、210件でした。

2 保健福祉対策

現状・課題

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組みを推進しています。

(1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

取組み

- 平成18年度(2006年度)から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の団体に対して、胎児性患者等の方々を対象とした外出支援、交流サロン、在宅支援訪問等に係る経費の一部を補助しています。

3 地域の再生・融和対策

現状・課題

水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぐとともに、地域の再生と融和の取組みを推進しています。

(1) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

取組み

- 保健福祉の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。
 - ① 水俣病被害者等保健福祉ネットワーク(安心して暮らせる地域づくりを目指した水俣・芦北地域の保健・福祉団体等のネットワーク)の運営
 - ② 水俣病犠牲者の慰霊に係る支援(慰霊式の実施に係る水俣市への補助)
 - ③ もやい直しの推進(「火のまつり」の実施に係る水俣市への補助及びもやい祭りの実施に係る芦北町への補助)

(2) 水俣病関連情報発信(支援)事業

取組み

- 水俣病関連の情報発信の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。
 - ① 水俣病問題啓発事業
 - ・ 児童・生徒、教職員及び保護者や企業を対象とした啓発事業の実施。
※令和6年度(2024年度): 小学校10校、中学校18校、高等学校等12校、各教育事務所15か所、教職員対象の現地研修3回、保護者向け8か所、企業向け2回

- ・世界に向けた情報発信事業として、国際的な水銀会議(ICMGP)の場においてオンラインによる講話を実施。
- ② 講座開設に係る補助（『うたせ船で水俣病を学ぶ』講座」実施に係る芦北町への補助)
- ③ 水俣病資料館の情報発信機能の強化を図る取組みに係る水俣市への補助
- ④ 水俣病の原点の地である百間排水口の現地保存（樋門扉の新調)